

「吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領」の手続きの手引き

◇ 趣旨と概要

近年の社会情勢や開発事業の動向から、小規模な葬祭場等を開発事業者（以下「事業者」という。）が建築計画する上で、関係住民に対し事前に情報提供がなく、建築直前に建築計画の情報を把握した関係住民と事業者がトラブルになることもあります。

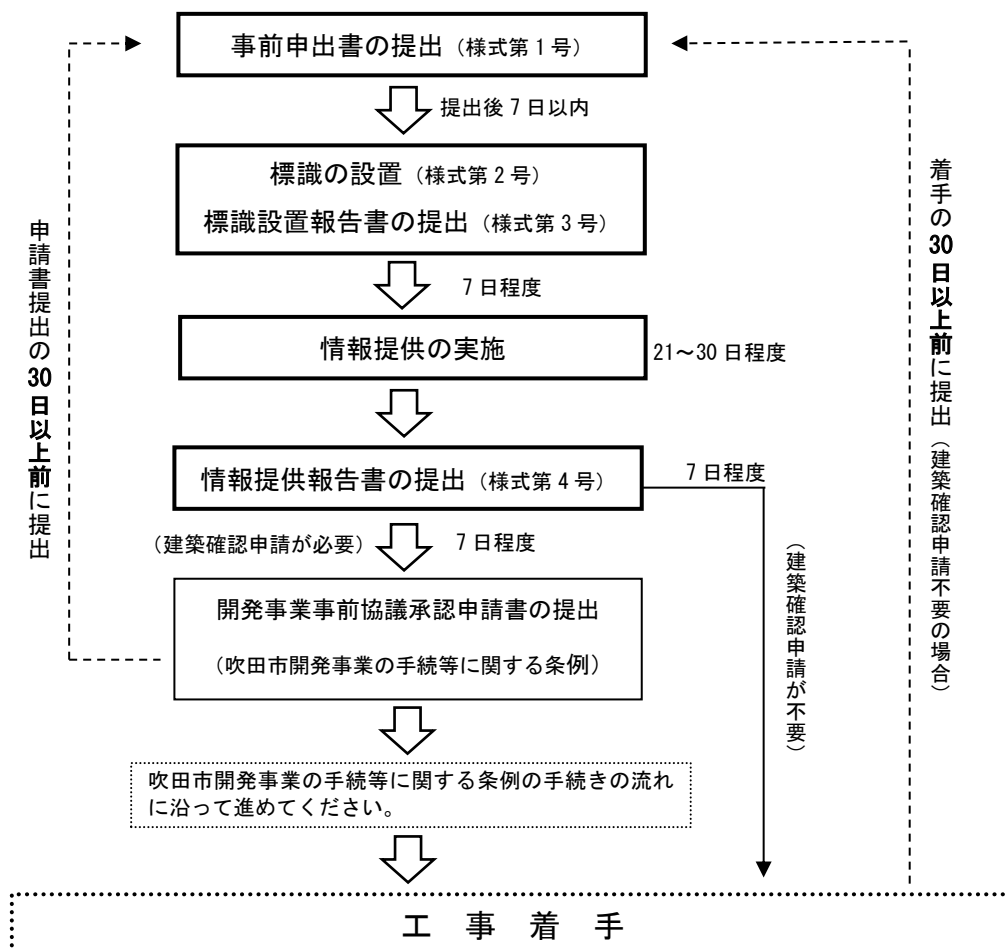
これらの状況を考え、事業者が関係住民に対し、早期に建築計画の情報提供を行い、関係住民と良好な関係を築いていくことを目的とした指導内容を規定した要領を令和元年10月1日に制定しました。

◇ 対象となる建築行為

葬祭場、遺体保管所、エンバーミング施設の新築、増築、用途変更

- ※ 新たに計画される増築部分が主たる用途の増改築でないと判断できる場合（例：駐車場の増築等）は手続きの対象外とします。
- ※ 吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく大規模開発事業の構想手続を行うものについては、本要領の手続は不要です。

◇ 手続きフロー

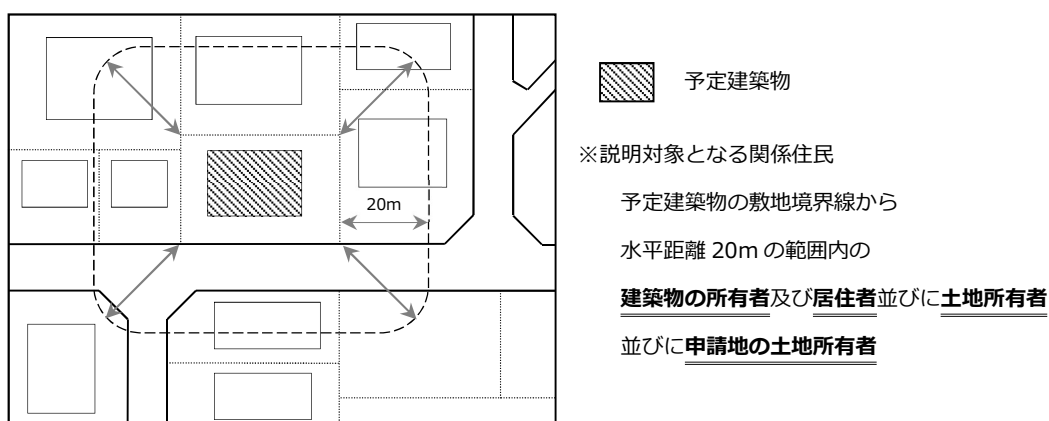


◇ 要領の手続きについて

- ✚ 事業者は、本手引きにしたがって手続きを進めるにあたり、関係住民の理解が得られるよう丁寧かつ誠意を持った説明を行い、周辺の環境に配慮した計画となるよう努めてください。

1. 事前申出書の提出について

- ✚ 吹田市開発事業の手續等に関する条例に基づく開発事業事前協議承認申請書の提出の 30 日以上前（確認申請等の手続きを必要としない場合は、内装工事等を含め、工事を着手する 30 日以上前）までに提出してください。
- ✚ 事前申出書【様式第 1 号】に付近見取図、土地利用計画図、各階平面図、立面図、関係住民の範囲図、関係住民へ情報提供をするために使用する資料一式、その他市長が必要と認める図書を添付してください。
- ✚ 関係住民の範囲図は、下の図解のように白地図に関係住民の範囲を明記してください。



2. 標識の設置について

- ✚ 事前申出書を提出してから **7 日以内**に、敷地の外部から見やすい場所に標識【様式第 2 号】を設置してください。
- ✚ 標識設置後、速やかに標識設置報告書【様式第 3 号】を、標識の位置が分かる遠景写真、標識の記載内容が分かる近景写真を添付の上、提出してください。
- ✚ 標識は、工事着手までの間、設置しておいてください。

3. 情報提供について

✚ 標識の設置後、地域への周知期間として7日程度経過した後に情報提供を実施してください。

✚ 下記の事項について情報提供を実施してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 事業者に係る事項（住所、氏名、電話番号等）(2) 葬祭場等の名称及び所在地(3) 葬祭場等の計画概要（敷地面積、建築面積、延べ面積、階数、高さ、建物配置、駐車場、ゴミ置場、植栽、看板、フェンス等）(4) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日(5) 葬祭場等の管理運営の方法（防音・防臭対策、交通対策、営業時間等）(6) その他関係住民より求められた意見に関する事項 |
|---|

✚ 情報提供の方法については、説明会、個別訪問、資料の投函、郵送等により実施してください。

✚ 関係住民から寄せられた意見、質問、疑問あるいは要望に対して、誠意をもって真摯に対応してください。

4. 情報提供報告書の提出について

✚ 関係住民への情報提供を行ったら、情報提供報告書【様式第4号】を提出してください。

✚ 情報提供報告書は、事前に**仮提出**してください。関係住民への周知がもれなく行われていることを確認した後、受付となります。

✚ 情報提供報告書には、下記の資料を添付してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 関係住民の範囲図
白地図に関係住民の範囲を明記した上で、関係住民の一覧表と対比できるように番号を付してください。(2) 関係住民の一覧表
参考様式を参考に、土地所有者、建築物所有者、居住者を記載してください。(3) 情報提供についての経過書・議事録
訪問、投函、郵送等の日時、管理会社、管理組合等との協議経過、議事録等 |
|---|

✚ 情報提供報告書の提出後、7日程度経過した後、開発事業事前協議承認申請書を提出（確認申請等が不要な場合は工事着手）してください。

関係住民一覧表（参考様式）

		(所有区分等			1=土地所有者		2=建物所有者		3=入居者)	
近隣 番号	現況	所 有 区 分 等	対象者現住所	氏名	情報提供 の方法	日付	質疑の内容	備考		
1	個人住宅	1/2/3	吹田市○○○○○○○○	□□□ □□□	投函	□/△		×月◇日現在、問い合わせ無し。		
2	空地	1	△△市◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇	×× ×××	訪問	□/△	別紙1			
3	共同住宅 (賃貸)	1/2	吹田市××××××××	◇◇ △△△	訪問	○/×	別紙2	入居者に対して説明資料の投函を指示される。		
		3	吹田市□□□□ □○○号室	×××	投函	○/×		×月◇日現在、問い合わせ無し。		
		3	△△△号室	△△	投函	○/×		×月◇日現在、問い合わせ無し。		
4	駐車場	3	×××号室	○○○	投函	○/×		×月◇日現在、問い合わせ無し。		
		1	××市△△△△△△△△	○○ ○○○	郵送	◇/○		×月◇日現在、問い合わせ無し。		
			吹田市*****	管理人	訪問	○/×	別紙3	管理組合との打合せを指示される。		
5	共同住宅 (分譲)	1/2/3	吹田市***** ○○○号室	管理組合理事長 △△△ △△	訪問 説明会	□/△ ◇/○	別紙4、 別紙議事録	各戸に説明会案内資料及び説明資料の投函を指示される。		
		1/2/3	△△△号室	×× ××	投函	○/×		×月◇日現在、問い合わせ無し。		
		1/2/3	×××号室	○○○ ○○	説明会	◇/○	別紙議事録			
1/2	○○市××××××××	*** **	*** **	郵送	○/×		×月◇日現在、問い合わせ無し。			
3			◇◇◇号室	△△ △△	説明会	◇/○	別紙議事録			

委任状

私儀

住所 :

氏名 :

電話番号 :

を代理人と定め下記に関する権限を委任します。

記

(委任事項)

1. 吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領に基づく、(事前申出書、標識設置報告書、情報提供報告書、廃止届)の届出、訂正手続に関する事項
2. 吹田市葬祭場等の建築に関する指導要領に基づく、関係住民への情報提供に関する事項

以上

年 月 日

住所 :

氏名 :